

## 令和元年度茅ヶ崎市防災会議幹事会 会議録

議題	<p>1 茅ヶ崎市地域防災計画の修正について</p> <p>2 今後のスケジュールについて</p>
情報交換	<p>1 防災気象情報の伝え方の改善策と取組</p> <p>2 「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について</p> <p>3 相模川の大規模氾濫に備えた避難対策について</p> <p>4 令和元年度災害対策本部運営訓練について</p> <p>5 消防防災フェスティバル2019について</p> <p>6 株式会社東横インとの災害協定について</p>
日時	令和元年10月3日(木曜日) 午後2時00分～午後3時40分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎6階 コミュニティホール
出席者氏名	<p>(幹事)</p> <p>若林 英俊、丑山 善雄(代理出席)、石田 康二、神永 裕一、若本 伸子、岩崎 弘(代理出席)、白井 政美、櫻庭 浩、小島 一雄、内藤 千春、森井 洋二(代理出席)、朝倉 利之、矢島 啓志、瀧田 美穂、坂田 哲、小島 敦、岩井 晶佳、石井 智裕、関山 知子、高瀬 達也(代理出席)、小川 剛志、榎本 浩二、後藤 祐史、青木 聡、大竹 功、谷久保 康平、松岡 智紀、守村 妙子(代理出席)、鈴木 良彦</p> <p>(情報提供者)</p> <p>横浜地方気象台 東海地震防災官 田口 陽介</p> <p>(事務局6名)</p> <p>防災対策課(菊池危機管理担当課長、橋村課長補佐、小田主査、江積主任、白井主任、内藤主任)</p>
議題資料	<p>令和元年度茅ヶ崎市防災会議幹事会次第</p> <p>出席者名簿、席次表</p> <p>茅ヶ崎市防災会議委員及び幹事名簿(令和元年7月1日現在)</p> <p><u>資料 1-1</u> 令和元年度 地域防災計画の修正について</p> <p><u>資料 1-2</u> 茅ヶ崎市地域防災計画の修正について(修正骨子案)</p> <p><u>資料 1-3</u> 茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画 新旧対照表</p> <p><u>資料 1-4</u> 茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画 新旧対照表</p> <p><u>資料 1-5</u> 茅ヶ崎市地域防災計画 特殊災害対策計画 新旧対照表</p>

情報交換資料	<p>資料2 防災気象情報の伝え方の改善策と取組（横浜地方気象台）</p> <p>資料3 「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について（横浜地方気象台）</p> <p>資料4 「洪水への備え」できていますか</p> <p>資料5 令和元年度災害対策本部運営訓練について</p> <p>資料6 令和元年度茅ヶ崎市災害対策本部運営訓練への参加または参観について</p> <p>資料7 消防防災フェスティバル2019について</p> <p>資料8 記者発表資料（株式会社東横インと災害協定を締結しました）</p>
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0名

(会議録)

<午後2時開会>

○岩井防災対策課長

定刻となりましたので、令和元年度茅ヶ崎市防災会議幹事会を開会させていただきます。

私は、本日司会を務めさせていただきます、茅ヶ崎市防災対策課の岩井と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

幹事の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、この会議につきましては、当初、9月9日に開催をご案内しておりましたが、台風の接近、対応によりまして延期とさせていただきました。皆さまには、ご迷惑をおかけしてしまい、申し訳ございません。本日は、日程を改めての開催となりますので、よろしくお願いいたします。

本会議につきましては、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、地域防災計画の作成及びその実施の推進のほか、地域に係る防災に関する重要事項を審議するために設置しております防災会議の幹事会となります。幹事の皆様には、防災会議の委員を補佐する立場から、ご意見等いただければと存じます。

また、本会議につきましては、茅ヶ崎市自治基本条例に基づき、公開で行わせていただきます。

それでは、会議の開会に先立ちまして、茅ヶ崎市市民安全部長の若林よりご挨拶申し上げます。

○若林市民安全部長

改めまして、皆さんこんにちは。市の市民安全部長の若林でございます。防災会議幹事会を開催するにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

大変お忙しい中、本会議にご出席いただきまして、心から御礼申し上げます。ありがとうございます。また、幹事の皆様におかれましては、日頃より本市の防災行政をはじめとした市政運営に対しまして格別のご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。前回の開催は今年の8月でしたので、約1年ぶりの開催となります。

この間にも、本当に大きな災害が発生しております。記憶に新しいところで言いますと、9月の始めの台風15号、この会が延期になったわけでございますが、首都圏直撃、今もなお、千葉の南部では生々しい爪痕を残しているところでございます。

こういった全国で発生した災害の教訓等を踏まえ、国の防災基本計画の修正が行われているところではありますが、本市におきましても、災害の脅威から市民の生命・財産を守るため、こうした災害の教訓を本市の防災体制に着実に生かしていくため、昨年度の修正に引き続き、今年度も地域防災計画の修正等にあたっているところでございます。

あらゆる災害に備えた防災体制を充実、強化してゆくためには、本日、お集まりいただいた皆様との連携を強化していくことが不可欠となりますので、引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、本日は議題として主に地域防災計画の見直しについてご審議いただくとともに、防災の取組みに係る情報交換を予定しております。限られた時間での会議ではございますが、皆様より忌憚のないご意見をいただきまして、本市の防災体制のさらなる向上に特段のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます、ご挨拶にかえさせていただきます。

○岩井防災対策課長

ありがとうございました。今年度初めての会議となりますので、幹事の皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。大変恐縮ではございますが、お配りしております席次表の順で自己紹介として、所属名とお名前をお願いできればと存じます。それでは、国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 防災情報課の丑山様より左回りでお願いします。

(各自、席次表で自己紹介)

○丑山幹事代理

京浜河川事務所 防災情報課の丑山と申します。本来であれば、幹事は地域防災調整官の鈴木ですけれども、本日所用により欠席とさせていただきます。代理で参加させていただきます。よろしく願いいたします。

○石田幹事

横浜地方気象台で防災管理官をしております石田と申します。本日はよろしく願いいたします。

○田口東海地震防災官

横浜地方気象台で地震担当をしております田口と申します。本日はよろしく願いいたします。

○神永幹事

神奈川県藤沢土木事務所で道路維持課長をしております神永と申します。よろしく願いいたします。

○若本幹事

神奈川県の湘南地域県政総合センター県民・防災課長をしております若本と申します。災害が発生した際に県の方で災害対策本部が設置となった際、私どもの方で、現地災害対策本部を設置いたします。よろしく願いいたします。

○岩崎幹事代理

神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所管理・料金課長をしております岩崎と申します。本日は代理出席となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

○白井幹事

神奈川県衛生研究所管理課長の白井と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○櫻庭幹事

神奈川県茅ヶ崎警察署の警備課長の櫻庭です。よろしくお願いいたします。

皆様ご承知かと思いますが、7月8日付けで新しい署に移転となりました。今までは、大変古い庁舎でしたので、地震があれば署が倒壊してしまう可能性もあり、我々の業務もままにならないところでしたが、新しい署は耐震がしっかりしておりますので、地震が来ても警察もばっちり対応できるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○瀧田幹事

茅ヶ崎市行政総務課長の瀧田と申します。よろしくお願いいたします。

○坂田幹事

茅ヶ崎市企画経営課長の坂田と申します。よろしくお願いいたします。

○小島幹事

茅ヶ崎市財政課長の小島と申します。よろしくお願いいたします。

○石井幹事

茅ヶ崎市産業振興課長の石井と申します。よろしくお願いいたします。

○関山幹事

茅ヶ崎市文化生涯学習課長の関山と申します。よろしくお願いいたします。

○高瀬幹事代理

茅ヶ崎市保険年金課長の高瀬と申します。本来であれば福祉政策課の吉川でございますが、代理出席ということでよろしくお願いいたします。

○小川幹事

茅ヶ崎市子育て支援課長の小川と申します。よろしくお願いいたします。

○榎本幹事

茅ヶ崎市環境政策課長の榎本と申します。よろしくお願いいたします。

○後藤幹事

茅ヶ崎市都市計画課長の後藤と申します。よろしくお願いいたします。

○青木幹事

茅ヶ崎市建設総務課長の青木と申します。よろしくお願いいたします。

○大竹幹事

茅ヶ崎市下水道河川総務課長の大竹と申します。よろしくお願いいたします。

○谷久保幹事

茅ヶ崎市保健企画課長の谷久保と申します。よろしくお願いいたします。

○松岡幹事

茅ヶ崎市病院総務課長の松岡と申します。よろしくお願いいたします。

○守村幹事代理

茅ヶ崎市教育総務課の守村と申します、代理で出席しております。よろしくお願いいたします。

○鈴木幹事

茅ヶ崎市警防救命課長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○小島幹事

茅ヶ崎市消防団副団長の小島と申します。よろしくお願いいたします。

○内藤幹事

東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社の地域渉外担当しております内藤と申します。よろしくお願いいたします。

この度の台風15号では皆様に、大変ご迷惑とご心配をおかけしております、申し訳ございません。昨日、社内の方でもこの台風の検証委員会が立ち上がっております、これから台風の振り返りと今後の対策を検討していくところでございますので、またそのご報告は私の方からさせていただきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

○森井幹事代理

東京ガス神奈川西支店の森井と申します。本日は代理出席となります。よろしくお願いいたします。

○朝倉幹事

茅ヶ崎商工会議所で専務理事をしております朝倉と申します。よろしくお願いいたします。

○矢島幹事

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会で事務局長をしております矢島と申します。よろしくお願ひいたします。

○岩井防災対策課長

ありがとうございました。本日皆様にお配りしております出席者名簿には茅ヶ崎医師会理事の守屋様のお名前がございますが、急遽欠席ということで、ご連絡をいただいております。続きまして、事務局より順に自己紹介させていただきます。

○事務局（橋村課長補佐）

防災対策課で政策担当の課長補佐をしております、橋村と申します。本日議題となっております地域防災計画の修正等を担当しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（江積主任）

同じく防災対策課政策担当の江積と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（臼井主任）

同じく防災対策課政策担当の臼井と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（菊池危機管理担当課長）

危機管理担当課長の菊池と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（内藤主任）

同じく防災対策課危機管理担当の内藤と申します。よろしくお願ひいたします。

○岩井防災対策課長

それでは、これより議事に移らせていただきます。議事につきましては、茅ヶ崎市防災会議運営要綱第5条の規定により、市民安全部長が議長を務めます。よろしくお願ひいたします。

○若林市民安全部長

それでは、議事に入らせていただきます。皆様のご協力をお願ひいたします。はじめに、会議録署名人の指名をさせていただきます。署名人は、幹事長である私と、幹事の中から1名、指名をさせていただきます。

神奈川県藤沢土木事務所、道路維持課長の神永様にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議題（1）「茅ヶ崎市地域防災計画の修正」について、事務局から説明を願ひます。

○事務局（橋村課長補佐）

防災対策課の橋村と申します。恐縮ですが、着座にてご説明させていただきます。

まずは、本日の議題であります計画の修正骨子案の作成にあたりまして、4月、7月と2回にわたり関係機関の皆様には意見照会させていただき、お忙しい中、ご回答、誠にありがとうございました。

皆様からいただきましたご意見を踏まえ修正したものを、お手元の資料として配付させていただいたところですが、ご意見いただいた内容のうち、現在、引き続き、関係者間で協議を進めている事項につきましては、引き続き、協議、調整を進めながら、次回の計画の修正に反映させていきたいと考えておりますので、予めご了承ください。

それでは、議題（1）「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」、ご説明させていただきます。資料につきましては、お手元の資料1-1から資料1-5となります。資料1-1が、今回の主な修正内容をまとめたスライド資料。資料1-2が、今回の修正概要。資料1-3から1-5が、修正の新旧対照表となります。

説明につきましては、資料1-1をもとに、会場の前方と後方に映し出しますパワーポイントにてご説明させていただきます。その他の資料につきましては、適宜ご参照いただければと思います。

それでは、資料1-1の1枚目下段にございます1ページをご覧ください。まず、計画修正の考えについてご説明させていただいた後、今年度の主な修正内容についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

それでは、まず「1 計画修正の考え」についてご説明いたします。

今年も8月末には、九州北部の3県への大雨特別警報の発表や、先月の台風第15号による大規模停電など、近年は全国各地で大きな被害を伴った災害が、毎年発生し、こうした災害を踏まえ、防災基本計画の修正や、具体的な災害事例の教訓等を踏まえ、報告書やガイドラインがまとめられております。また、各機関での取り組み等を踏まえまして、本市の防災対策をより一層推進するため、計画の修正を行うことといたします。

続きまして、「2 令和元年度の主な修正内容」のうち、「(1) 各計画に共通する主な修正内容」についてご説明いたします。

共通の修正内容は、4ページにございます、アからエとなりますが、アから順にご説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

「ア 防災基本計画の修正に伴う修正」のうち、「社会全体としての防災意識の向上」についてです。この項目を含め、6ページの『防災』と『福祉』の連携による避難行動の理解促進、7ページの「防災教育の充実」は、いずれも平成30年7月豪雨を踏まえまとめられた水害・土砂災害からの避難のあり方についての報告書を踏まえ、国の防災基本計画が修正されたものです。報告書としては、水害・土砂災害に対するものですが、地震災害においても同様であるため、防災に関する普及啓発の取組として、「自らの命は自らが守る」という意識や地域の災害リスクととるべき避難行動等について、広く市民へ周知・啓発することで、社

会全体としての防災意識の向上を図ることを追加しました。

続きまして、6ページ「『防災』と『福祉』の連携による避難行動の理解促進」についてです。

こちらにつきましては、平成30年7月豪雨では、洪水により高齢者の方が在宅で多く被災しました。このような状況に対し、防災と福祉が連携し、高齢者の避難行動に対する理解を促進することが必要であるとの報告を受け、日頃、高齢者の生活支援等を行っている福祉関係者と連携し、災害時の避難行動の理解促進に取り組むことを追加しました。

こちらにつきましては、すでに介護事業者の皆様にご協力いただき、介護事業者向けの防災研修会の開催や、後ほどご説明いたします警戒レベルの導入に際し、周知リーフレットを配布するなど行っているところではありますが、計画にも明記することといたしました。

続いて、7ページ「防災教育の充実」についてです。

「自らの命は自らが守る」意識が醸成された社会を構築するためには、子供の頃から地域の災害リスク等を知ることが重要となります。来年度より小学校において新たな学習指導要領が全面実施され、防災教育が充実されることとなります。これらを踏まえ、計画の記述を修正しました。

続いて、8ページ「住家の被害認定調査の効率化・迅速化」についてです。

平成28年4月の熊本地震での対応を踏まえ、り災証明を発行するための住家の被害認定調査の運用指針が改定され、国の防災基本計画においても、航空写真や応急危険度判定の判定結果の活用し、調査を迅速かつ効率的に実施することが追加されたため、市の計画にも追加することといたしました。

続いて、9ページ「災害ボランティア関係者の連携のとれた活動」についてです。

近年の大規模災害時には、被災地では、個人のボランティアのほか、NPOや民間企業等、様々な団体による活動が行われております。こうした関係者の間で、被災者ニーズや支援活動の全体像を共有し、互いに連携のとれた活動を展開できるよう情報共有の場が被災地では設けられており、国の計画でもその必要性が記載されているため追加することといたしました。

続いて、10ページ、「伊 市災害対策本部運営訓練を踏まえた修正」の「災害応急対策活動の方針」についてです。

昨年の計画修正により、災害対策本部の役割として「災害応急対策の方針の作成、方針に沿った対策の実施」を追加いたしました。市で実施しております災害対策本部運営訓練においても、発生した状況に対し、資料10ページの右のように災対本部全体としての対処方針を定めておりますが、この方針を作成する際の基本的な考え方を、災害応急対策活動の方針として、応急対策の章となる第5章の冒頭に追加いたしました。

続きまして、11ページの「主要な災害応急対策の基本的な考え方」についてです。

第5章は、対策ごとに節を分け、具体的な措置事項が記載しております。災害対策本部運営訓練では、災対本部全体の方針とともに、主要な応急対策の実施の考え方を実施構想として定めております。そこで、本計画におきましても、第5章の各節の冒頭で、その節が対象

とする対策の基本的な考え方を節の冒頭で記載し、それ以降に具体的な内容を記載するような構成としました。

続いて、12ページ、「ウ 受援体制の充実」の「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣」についてです。

東日本大震災や熊本地震等の課題を踏まえ、全国知事会や全国市長会、総務省等が一体となって調整する全国一元的な応援職員の派遣の仕組みが、平成30年3月に新たに構築されました。この仕組みは、平成30年7月豪雨において初めて運用され、発災直後より被災市町に対する迅速かつ継続的な支援が行われ、9月の北海道胆振東部地震においても有効に機能しました。本市が被災した場合にも同仕組みによる応援職員の派遣が想定されるため、計画に追加することといたしました。

続いて、13ページの「気象庁防災対応支援チームの派遣」についてです。

昨年、大規模な災害時に都道府県や市町村等の災害対策本部等へ気象庁職員が派遣され、現場のニーズや各機関の活動状況を踏まえた気象等のきめ細かな解説を行う仕組みが創設され、平成30年7月豪雨をはじめ、台風や地震災害時に被災自治体に派遣されているため、計画に追加することといたしました。

続きまして、14ページ、「エ その他、市及び関係機関の取組、防災関係機関からの意見、時点修正等」のうち、「県現地災害対策本部の役割」についてです。

これまでは県の県政総合センターが現地災害対策本部として、所管区域における関係機関の総合調整の役割を担うこととされておりましたが、県全体として一体性を高めた防災対応を行うという観点から、県の本庁の本部に指示、命令系統が一元化され、現地対策本部は本部機能を補完する役割に変更となるため、これに合わせた修正を行うこととしました。

続いて、15ページ、「災害関連死者数の把握」についてです。

これまでの災害において、被災後の生活環境等が原因で亡くなる、いわゆる災害関連死が発生しております。こうした災害関連死を少しでも減らすためには、まずは、その数を把握することが重要であるとの認識から、本年4月に災害関連死の定義が定められ、被害状況としてその数を報告することとなったため、計画に追加いたしました。

(1) 各計画に共通する主な修正内容の説明については以上となります。

○事務局（臼井主任）

防災対策課の臼井と申します。着座にて、失礼いたします。

私からは、「(2) 地震災害対策計画の主な修正」についてご説明いたします。

16ページをご覧ください。

地震災害対策計画を対象とした主な修正につきましては、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正に伴う修正となります。

17ページをご覧ください。地震災害対策計画の「第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画」に、「時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項」を新たな節として追加しました。

これまでの経緯ですが、平成30年3月より、国のワーキンググループにおいて、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応のあり方や防災対応を実行するに当たっての仕組み等について検討され、同年12月に報告書がとりまとめられました。

その報告書を受け、平成31年3月に内閣府より、南海トラフ地震の発生可能性が高まったと評価された場合取るべき防災対応に関し、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」が策定され、令和元年5月には、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が修正されました。

この後の情報交換の中で、横浜地方気象台様よりご説明をいただきますが、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に、「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。この臨時情報は、その発表内容に応じて、ページの左、点線で囲われた中に記載のあるように「調査中」、「巨大地震警戒」などのキーワードが付されて発表されます。

18ページをご覧ください。

この臨時情報がどのような流れで発表されるかについて説明したのがこのページとなります。

南海トラフ地震の想定震源域等でM6.8程度以上の地震が発生した場合や、プレート境界で通常と異なるゆっくりすべり等が発生した場合、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が気象庁より発表され、評価検討会での評価を踏まえ、調査結果が発表されます。

調査の結果、後発地震の発生の可能性が相対的に高まっている場合は「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれかが発表され、地震に備えた防災対応を行う必要があります。

この2つの臨時情報が発表された際の防災対応について、ガイドラインや国の基本計画を踏まえ、今回追加しました。

具体的には、19ページをご覧ください。

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際の防災対応となります。

防災対応の基本的な方向性としては、発生が懸念される大規模地震に対して、明らかにリスクが高い事項については、それを回避する防災対応、例えば津波浸水区域からの避難や耐震性の低い建物に住んでいる人の自主避難など、地震に備えつつ、通常为社会活動をできるだけ維持するとされています。

そこで、市では、社会活動に最低限必要な業務等は継続しつつ、後発地震に備え、市民への呼びかけや、自主避難者向けの避難所の開設・運営などの対応を行います。

このほか、市及び関係機関は、施設・設備の点検、防災資機材の点検・確保、発災時の対応の確認等を行うこととしています。

なお、ページ右下に南海トラフ地震による本市の津波浸水想定区域を載せておりますが、国の想定で浸水想定区域内に住宅地は入っておりません。

20ページをご覧ください。

こちらは「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された際の防災対応となります。

巨大地震警戒の場合と同様、地震への備えについて市民への呼びかけを行いつつ、後発地震に備え、施設の点検等を行う内容となっております。

これら南海トラフ地震臨時情報に対する対応は、南海トラフ地震による津波等の影響のある太平洋岸沿岸の自治体において、ガイドラインや国の基本計画をもとに今年度検討し、来年度のしかるべき時期より運用開始することとされています。

臨時情報の発表に伴う社会の混乱を最小限にするためには、国全体して調和のとれた対応をとることが重要であると考え、ガイドラインや国の基本計画を踏まえた内容としております。今後、各機関におかれましても、より具体的な対応等の検討が進むことと思っております。

引き続き、来年度以降、内容の充実を図ってまいりたいと考えています。

「(2) 地震災害対策計画の主な修正」の説明については以上となります。

#### ○事務局（江積主任）

説明を交代させていただきます。防災対策課の江積と申します。着座にて、失礼いたします。

私からは、「(3) 風水害対策計画の主な修正」についてご説明いたします。

21ページをご覧ください。

風水害対策計画を対象とした修正につきましては、21ページでございます、アからウとなりますが、順にご説明させていただきます。

22ページをご覧ください。

「ア 平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について」の報告を踏まえ、3点記載しておりますが、いずれも再掲となりますので、説明は省略させていただきます。

23ページをご覧ください。

「イ 『避難勧告等に関するガイドライン』の改定に伴う修正の「住民主体の避難行動を支援する防災情報の提供」についてです。

本年6月頃より、警戒レベルを付した避難情報や防災気象情報の発信が全国的に始まり、メディア等でも取り上げられているところです。本市では今年はまだ避難勧告等を発令するような災害は発生しておりませんが、避難勧告等の発令にあたっては対応する警戒レベルやとるべき避難行動が分かるように伝達することを計画にも追加しました。

つづいて、24ページ「災害発生情報の発令」についてです。

「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」の避難情報のうち、これまで「避難指示（緊急）」の発令基準のひとつとしていた災害の発生、具体的には、決壊・越水・溢水、土砂災害等の発生を発令基準として、新たに「【警戒レベル5】災害発生情報」の発令を追加いたしました。

つづいて、25ページ、「ウ その他、市及び関係機関の取組による修正」の「マイタイムラインの作成の促進」についてです。

避難情報や防災気象情報から、住民が自ら判断し、適切な避難行動がとれるよう、災害に備え、いつ、何をすべきか等について、時系列で記載する「マイタイムライン」について、市では茅ヶ崎市版を作成し、住民に対し作成の促進に取り組んでいるところですが、計画にも追加いたしました。

つづいて、26ページ「土砂災害警戒情報のプッシュ型配信」についてです。

氾濫危険情報などの洪水情報については、すでに緊急速報メールを活用したプッシュ型配信が実施されているところですが、本年6月より土砂災害の危険性を住民等に伝達する手段として、新たに「土砂災害警戒情報のプッシュ型配信」が本市域でも始まったため、計画に追加いたしました。

つづいて、27ページ「早期避難所の追加」についてです。

市では、大雨や台風の接近等が予測される場合に、自主的に事前の避難を希望される方を受入れるため、公民館等の市内8カ所の施設を早期避難所として開設しておりますが、市南西部にございます「ハマミーナ」という市の出張所や保育園等の複合施設を新たに早期避難

所として開設することとしました。

以上が、議題（１）「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」の説明となります。  
事務局からの説明は以上でございます。

○若林市民安全部長

ただいま事務局から議題（１）「茅ヶ崎市地域防災計画の修正」について説明がありましたが、ご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

○若本幹事

神奈川県湘南地域県政総合センターの若本です。

ご意見ご質問ではなく補足ということで、ご説明いただいた資料の１４ページのところになります。

県現地災害対策本部の役割のところでは先程ご説明いただいたところですが、これまでは県現地災害対策本部というのは管内地域における総合調整ということで規定されていたところですが、昨年度、県の方で県現地災害対策本部の見直しを行いまして、役割を総合調整から県本部による総合調整機能を補完するというので、役割の位置づけを変更いたしました。

これは県の本部と現地災害対策本部がそれぞれ総合調整をしてしまうと、二元化になってしまうということで、近年の災害を見るとやはり一元対応の方が望ましいということになりまして、県の本部で総合調整を行う。その役割を現地で補完する。そういうことに役割の位置づけを変えさせていただいたものになります。

具体的に担う業務といたしましては、そこに記載をさせていただいており、県の本部で把握しきれないものを補完して、より詳しい現地の災害状況の把握、県の本部に対する報告、それから市町村の皆様が必要な支援ニーズの把握と報告、それから土木事務所、保健所の応急対策との連携といった位置づけになっております。

○若林市民安全部長

ありがとうございました。県現地災害対策本部の役割について補足をいただきました。その他、ご意見等いかがでしょうか。

○石田幹事

横浜地方気象台の石田です。改めましてよろしく願いいたします。

気象台の方からは、１３ページの気象庁防災対応支援チーム（JETT）について改めましてご紹介させていただきます。

昨年度から気象庁として取り組みを強化しているところです。

具体の取り組みといたしましては、例えばある県のある市町村が大雨等により、大きな災害が発生したとしますと、応急対応等により、災害対策本部が設置されるかと思えます。そういったところに気象庁の職員を派遣し、地域に密着した気象解説等をさせていただき取り組みです。応急対応に必要な気象情報を特に提供させていただきといった取り組みが、気象

庁防災対応支援チーム（J E T T）の派遣といったことになります。

最近ですと先日の台風第15号千葉県南部を中心に大きな被害が発生しておりまして、その時にもやはり、千葉県の南部中心の自治体の方へ横浜地方気象台からも職員を派遣している実績がございます。J E T T派遣の紹介をさせていただきました。以上となります。

#### ○若林市民安全部長

ありがとうございました。気象庁防災対応支援チーム（J E T T）についてご説明をいただきました。その他、いかがでしょうか。

#### ○大竹幹事

下水道河川部の大竹と申します。私の方からは2点お尋ねします。

1点目は、16ページ以降になりますが、南海トラフ沿いの地震の観測評価に基づく防災対応のあり方というのが、今回詳細に示されたということで、第8章として計画の修正を行ったということで理解させていただきました。

一方で確度の高い地震予測は困難といった知見が示されたことから、実質的に警戒宣言は発表されないことになりましたが、第7章に東海地震の位置づけがあります。今後の取り扱いについてお考えがあれば、お聞かせ願います。

2点目としては、26ページでございます、土砂災害警戒情報のプッシュ型配信ですが、本市も市北部を中心に土砂災害警戒区域が50カ所ほどございます。市域が非常にコンパクトということもあり、人里離れたところに土砂災害警戒区域があるわけではなく、住家や社会資本が直接的、間接的に被害を受けることが想定されるかと思えます。こういった、土砂災害警戒情報がプッシュ型配信された際に、茅ヶ崎市としてどのような対応が想定されるのかといったところをお聞かせいただければと思います。この場で、共有の機会となればと思います。

#### ○岩井防災対策課長

今の2点について、私からご説明させていただきます。

1点目の東海地震の事前対応といったところでございますが、ご意見の中でもありましたとおり、現在の科学的知見では、当初想定していたような、確度の高い予測は難しいとのことで、これを受け、内閣総理大臣による東海地震に関する警戒宣言の発令も運用されないこととなりました。

本市の地域防災計画の中では、第7章の中で、警戒宣言の発令を受けての対策ということで規定されておりますけれども、実質的には、国全体として警戒宣言の運用がされないので、第7章について、本市についても運用がされないものとなっております。

しかしながら、国の防災基本計画にはまだ東海地震に関する取り扱いの規定が残っており、大震法の改正も行われていないため、計画上、第7章は残したままとしています。今後、法改正や国の計画の修正に合わせ対応する予定であります。

2点目の土砂災害警戒情報がプッシュ型配信された際の対応でございますが、土砂災害警戒情報は、降った雨が土壌中にどれだけ溜まっているかを示す土壌雨量指数や積算雨量をもとに、土砂災害の危険性が高まったときに、県と気象台が共同発表するものと認識しています。

土砂災害の危険性が高まる前には、大雨警報（土砂災害）の発表やかなりの量の降雨が想定されるため、その前の段階で、市では自主避難者を受入れるための早期避難所を開設することが、まず、第一の対応と考えています。

また、昨年の地域防災計画の修正の中で、避難勧告等の発令に資する情報を把握、整理することを追加しましたが、大雨等が予測される場合には、市では土砂災害警戒判定メッシュ情報や土壌雨量指数の変化を常に監視しておりますので、土壌雨量指数の上昇傾向や今後の降雨の予測を踏まえ、避難所の開設や避難勧告等の発令の準備を進め、具体的には、警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難開始もしくは、警戒レベル4の避難勧告避難指示（緊急）等を適切に発令していく事が大切であると考えています。

○若林市民安全部長

よろしいでしょうか。それでは、その他いかがでしょうか。

それでは、議題の（1）につきましては、以上とさせていただきます。続いて、議題（2）「今後のスケジュール」について事務局から説明願います。

○事務局（臼井主任）

本日議論いただきました、修正骨子案についてでございますが、11月にパブリックコメントの実施を予定しております。11月のパブリックコメントに向け、市議会等の意見を聞きながら、素案として取りまとめてまいります。

本日ご出席いただいた、防災関係機関の皆様におかれましても、再度修正骨子案の内容をご確認いただき、修正に係るご意見があれば、パブリックコメントの終了を予定している11月下旬までの間、引き続き頂戴したいと存じますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、パブリックコメントや皆様からいただいたご意見をもとに、計画案としてとりまとめ、防災会議に諮ってまいります。防災会議の開催日時につきましては、2月上旬を予定しております。事前に通知をお送りいたしますので、引き続き、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。議題（2）「今後のスケジュール」については、以上となります。

○若林市民安全部長

ただいま事務局から議題（2）「今後のスケジュール」について説明がありましたが、ご不明な点などございますでしょうか。

もし、なければ本日の議事につきましては、これをもちまして終了とさせていただきます。進行を司会へ戻します。

○岩井防災対策課長

それでは、次第の「4 情報交換」に移らせていただきます。

本市では防災会議幹事会を計画修正の協議の場としてだけでなく、関係機関の皆様で情報、意見等の交換を行うことができる有益な場と捉え、これにより更なる連携強化を図りたいと考えております。本日、情報交換として6つのテーマを設定させていただきました。情報交換の(1)として気象庁 東京管区气象台 横浜地方气象台 防災管理官であります、石田様より、「防災気象情報の伝え方の改善策と取り組み」について、ご説明いただければと存じます。石田様よろしくお願ひいたします。

○石田幹事

横浜地方气象台の石田と申します。よろしくお願ひいたします。本日私の方からは15分ほどお時間をいただきまして、防災気象情報の伝え方の改善策と取組といったところで、今年度から進めている施策についてご説明させていただきます。

本日お話しさせていただく主な内容となりますが、まずこちらの防災気象情報の伝え方の改善策と推進すべき取組について、こういった取り組みを進めるに至った経緯ですが、まず一つ大きな経緯といたしまして、平成30年7月豪雨の時に大きな被害がありまして、色々と課題が出されております。特にその中で気象庁や関係機関から防災気象情報や、自治体からの避難の呼びかけは適切に行われていたが、必ずしもそれが住民の避難行動に結びつかなかったといった課題が一つ大きく上げられております。

そういった課題を受けまして、有識者の方にお集まりいただきまして、「防災気象情報の伝え方に関する検討会」を開きました。その検討会の中で大雨時の避難等の防災行動に役立つための防災気象情報の伝え方について課題を整理し、その解決に向けた改善策がとりまとめられております。そういったところを本日紹介させていただきます。

その改善策につきましては、4つの項目で紹介させていただきます。1番目といたしまして「危機感を効果的に伝えていく」といった取り組みになります。2番目につきましては「防災気象情報を使いやすくする」といった取り組みになります。3番目が「防災情報を分かりやすくシンプルに伝えていく」といったところで、最後4番目が「大雨特別警報への理解促進等」こういった取り組みは、現在進行形で進めている取り組みもございますし、今後進めていくといった取り組みもございますが、合わせて本日紹介させていただきます。

そういった取り組みの紹介をする前に、地域に根ざした气象台の防災業務の強化といったところで、今年度に入りまして气象台の方では、特に地域防災支援強化といった取り組みを進めているところでございます。

具体的には、どういうことかといいますと、气象台の方で地域防災について、主に市町村への支援強化を進めていこうといった取り組みをしております。神奈川県地域担当チームといったメンバーを气象台の職員が決め、そういったメンバーで地域の防災を支援していこうといった取り組みになります。具体的には气象台の職員数名が複数の市町村を担当し、市町村担当窓口となります。そういった担当窓口となった者が市町村防災担当者と連絡を取り合い、連携を強化、まさに顔の見える関係を構築してまいります。具体的には、例えば茅ヶ

崎市さんですと、本日出席しております田口と岡田といった2名が担当させていただいております。なるべく連絡を密にして、防災情報の普及啓発を図っていくといった取り組みを進めているところでございます。具体的な取り組みは書かせていただいておりますが、本日の会議もそうですが、地域防災計画への気象台からの助言といったところも併せて進めているところでございます。

続きまして「危機感を効果的に伝えていく」と言ったところでございますが、まず1つ、気象防災ワークショップの一層の推進、これにつきましては若干紹介させていただきます。

気象防災ワークショップでは、気象台から大枠のシナリオを提供させていただきます。グループワークといったところで、主に自治体の防災担当者を数名のグループに分けて、その場で気象情報のシナリオを提供させていただきます。例えば、大雨のシナリオを提供する。そういったシナリオを提供させていただきまして、グループワークの中で、刻一刻と雨が強くなっていくという状況の中で、どういった対応を考えていくのか、例えば避難所を開設するとか避難勧告を発令するといったことを、実際のグループワークの中で検討していただくといった気象防災ワークショップの取り組みを気象庁として推進しております。

続きまして、地域防災リーダーの養成といった取り組みですが、一昨年度から引き続き進めておりまして、地域防災リーダーの方に集まらせていただきまして、気象情報の普及啓発といったところを進めております。

そのほか、気象防災アドバイザーの一層の活用や、報道機関・気象キャスター、大規模氾濫減災協議会等と連携した普及啓発・訓練等の推進、また、住民自らが我が事感をもって活用できるよう、広報のあり方の改善を進めております。地域に密着した情報発信の強化、訪日外国人等のためのホームページの多言語化といったところも進めております。

次のスライドですが、2番目として、防災気象情報を使いやすくするといったところの取り組みとなります。

これにつきましては、まず左の土砂災害の危険度分布の高解像度化です。もうすでに今年の出水期から、運用が始まっています。今までですと5km格子の危険度分布であったものが、さらに細くなり1km格子の危険度分布となりました。そういった細かな情報が得られるようになりました。

併せまして右の部分ですが、危険度分布やハザードマップ等の一覧性の改善といったところですが、危険度分布やハザードマップを重ねてご覧いただくことにより、より避難の情報を得やすくするといったところになります。これは今後の予定といったところになります。

その他、危険度分布の希望者向け通知サービスの開始です。これは先ほど土砂災害警戒情報のプッシュ型配信といったところでお話がありましたが、こちらは危険度分布のプッシュ型配信といったところになります。携帯会社さんの協力を得まして、危険度分布、例えば極めて危険とかそういった連絡が、メールによって希望者に通知されるサービスを既に開始しております。

危険度分布等の精度検証や発表基準の改善とその周知につきましては、危険度分布は一昨年から本格的に運用が開始されておりますが、色々と課題等ありますので、そういったところは常に意見をいただいて改善を進めているところです。

3番目、防災情報を分かりやすくシンプルに伝えていくについてです。

これにつきましては、主に防災気象情報をもとに取るべき行動と、相当する警戒レベルについて、分かりやすく伝えていくものです。防災気象情報についても、警戒レベル相当情報を付加して発表する取り組みで、今出水期からすでに運用がされています。

例えば、土砂災害警戒情報が発表されますと、その情報につきましては、まさに警戒レベル4に相当すると、各テレビ局さんで併せて報道をしていただきます。

そういったレベルを付して発表することにより、実際に受け取る危険度をイメージしやすくするといった取り組みです。警戒レベルと情報の対応はこちらの表をご覧くださいと思います。

続きまして4番目です。大雨特別警報への理解促進などについてです。

平成30年7月豪雨によって、各地、広い範囲で大雨特別警報が発表となりましたが、なかなか大雨特別警報といった意味合いの理解が進んでいないといった課題が挙げられています。

併せまして、大雨特別警報の制度といった問題、課題が挙げられております。大雨特別警報というのは、災害がすでに発生している状況下で発表されるのですが、それを予測して発表するのは、今現在の予測技術では難しいところがございます。しかしながら、なるべくなら前もって予測する段階で発表できれば、適切な避難行動に結びつくと考えております。改善策、課題として挙げられておりますので、改善を進めてまいりたいと考えています。気象台からは以上となります。ありがとうございました。

#### ○岩井課長

石田様、ありがとうございました。ただいま説明いただきました「防災気象情報の伝え方の改善策と取り組み」について、ご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

改めまして石田様、ありがとうございました。

続きまして、情報交換の(2)として気象庁東京管区気象台横浜地方気象台東海地震防災官であります、田口様より、「南海トラフ地震臨時情報等の提供開始」について、ご説明いただきます。田口様お願いいたします。

#### ○田口東海地震防災官

気象台の地震担当をしております田口と申します。よろしくをお願いいたします。

先ほど地域防災計画の修正で、地震災害対策計画の中で、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正に伴う修正の説明がありましたが、その中の南海トラフ地震臨時情報を、気象庁から提供開始することになりましたので、ご説明させていただきます。

南海トラフ地震は記載にもありますが、東日本大震災以上の極めて甚大な被害をもたらすといった想定がされております。概ね100年から150年間隔で繰り返して発生してきた地震です。前回の昭和南海地震から70年以上が経過している地震です。

過去、繰り返し発生してきたことの説明ですが、このグラフは、過去いつ起きたか、どこで起きたかを示すものとなります。縦軸は、西暦600年から2000年、約1500年間を表しています。文献上の調査に基づいて発生状況を示しています。横軸は領域を表しています。南海トラフは、駿河湾から九州の日向灘まで続いています。この期間1400年で9回ほど、繰り返し発生しています。最近では1946年の昭和南海地震が一番新しいものですが、それから70年以上が経過している状況です。

南海トラフ地震の特徴としては、9回ほど繰り返し発生していることが挙げられますが、毎回同じではない、多様性があるという研究結果がでており、そこがポイントになります。

過去の事例では、南海トラフの東側で大規模地震が発生した後、約32時間後や約2年後に西側でも大規模地震が発生した事例が知られています。今までも時間差で発生する事例がありましたが、その前の1707年の宝永地震の際は同時に発生しており、このように、発生の仕方にも多様性があります。

南海トラフ地震が発生すると、様々な災害が発生することが想定されていまして、一部では震度7、広い地域で震度6強から6弱の揺れが予想されます。太平洋沿岸の広い地域に10メートルを超える大津波が発生すると予想されています。

こちらのスライドは、南海トラフ地震で大きな影響を及ぼす地域を表しておりまして、南海トラフ地震に係る地震防災対策を推進する必要がある地域として、「南海トラフ地震防災対策推進地域」、南海トラフ地震に伴う津波に係る津波避難対策を強化すべき地域として「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」が指定されております。

南海トラフ地震の予知ですが、現在の科学的知見からは、地震の規模や発生時期を高い確度で予測することは困難とされています。ただし、普段に比べて、大規模地震発生の可能性が相対的に高まっているという評価は可能という国の報告がありました。

今回、可能性が高まっているという評価ができる対象として3つ挙げられています。半割れ、一部割れ、ゆっくりすべりの3つです。このような現象が発生した際には、気象庁で評価検討会を開催して、評価をすることになります。

南海トラフ地震の発生可能性が高まった時は、南海トラフ地震臨時情報、それから臨時情報をフォローアップする南海トラフ地震関連解説情報の提供を開始しました。

南海トラフ地震臨時情報の発表条件としては、調査を開始した場合、または調査を継続している場合、そして調査結果を発表する場合。

南海トラフ地震関連解説情報については、調査結果を発表した後のフォローアップとして随時発表していくことになります。

臨時情報というのは、キーワードを付けて分かりやすく発表することになっています。調査を開始した場合は「調査中」、巨大地震の発生に警戒が必要な場合は「巨大地震警戒」、巨大地震の発生に注意が必要な場合は「巨大地震注意」、いずれにも当てはまらない現象と評価した場合は「調査終了」。

発表の対象となる領域ですが、左が平面図、右が断面図ですが、図で示された範囲で現象が発生した場合に情報を発表します。

南海トラフ地震臨時情報の基本的な流れですが、30分後に南海トラフ地震臨時情報（調

査中)を公表し、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の調査結果を南海トラフ地震臨時情報として発表します。その後は随時、南海トラフ地震関連解説情報を発表することになっています。

南海トラフ地震臨時情報の特徴としては以下となります。

今年の5月31日に名称を変更して、情報提供の運用を開始したこと。

臨時情報(巨大地震警戒)は、M8以上の地震後に、さらにM8以上の地震の発生の可能性が相対的に高まっていることを伝える情報であること。

この情報は、不確実性の高い情報ですが、活用の仕方によっては大幅に被害軽減できる可能性があること。

津波警報が引き下げられた場合でも、臨時情報が発表されている場合は、事前避難対象地域で避難している人は、1週間は避難を継続する必要があること。

情報を発表していなくても、突発的に南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもあるので突発的に発生するかもしれない地震に、日頃から備えておくことが大事であること。

あとは参考資料になります。以上です。

#### ○岩井防災対策課長

田口様、ありがとうございます。ただいま説明いただきました「南海トラフ地震臨時情報等の提供開始」について、ご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

改めまして、田口様、ありがとうございます。

ここから先につきましては、本市の防災の取り組みについてご説明させていただきます。

(3)「相模川の大規模氾濫に備えた避難対策」について、事務局より説明願います。

#### ○事務局(小田主査)

防災対策課の小田と申します。よろしくお願いたします。

私からは、「(3)相模川の大規模氾濫に備えた避難対策」について、ご説明させていただきます。資料については、資料4となります。

本市の西側を流れております相模川が、想定最大規模降雨により大氾濫した場合、鶴嶺西地区や湘南地区といった市西部を中心に市内のおおよそ1/4の区域が浸水することが想定されております。

相模川が大規模氾濫した場合、災害対策地区防災拠点となる公立小中学校の一部では、浸水区域内にあることから、避難先としては適さず、浸水区域内の学校への避難が想定される市民については、浸水区域外にある公立小中学校への避難が必要となります。また、避難先についてはお住まいの方の字ごとに、避難先を事前に割り振ることで、一カ所の避難所に避難者が集中しないよう避難距離がなるべく短い場所が避難先として望ましいものと考えます。

そこで、相模川が大規模氾濫するおそれがある場合の避難所開設について、流域区域にある小中学校は、避難所の開設を行わないこと、また、字ごとの避難先を割り振ることを基本とし、対策を進めてまいります。

このことを表したのが資料4の1枚目になります。

この資料の構成といたしましては、表面ではいつものような大雨と大規模な洪水とは避難行動が違ふことやハザードマップを活用して各自の自宅の状況を確認し、状況に応じた避難行動をしていただくことを記載しております。

裏面では、浸水区域外への避難先として知人や親戚のお宅とお住まいの字ごとに割割り振りした避難所をお示ししておりますが、地区ごとに目立つように記載しており、湘南・南湖地区版、鶴嶺西地区版、茅ヶ崎・鶴嶺東地区版、湘北・小出地区版として地区を分けて作成しております。本日は、鶴嶺西地区版をご用意させていただきました。

また、裏面の下段では、避難するタイミングとしての警戒レベルの発令やマイタイムラインについても触れております。

なお、割り振りした避難所につきましては、今回お示している避難所で収容し切れないという場合、さらに東に位置する小中学校への避難を呼びかけることになると考えています。

この資料の2枚目にあります、相模川水害を特集した広報紙9月1日号と併せて、洪水により浸水のおそれのある地域へ各戸配付により周知しております。まずは、洪水のリスクを知っていただき、洪水のおそれがある場合にはどこに避難すれば命を守れるかということについて、ご自身はもちろんのこと、ご家族や地域の方々等と確認していただく機会としていただければと思っております。

なお、今回、ご説明させていただきました避難対策につきましては、今後、県が行う予定となっております高潮警戒区域の指定、また、市管理河川の浸水や内水調査の結果によっては、変更となる可能性があります。その場合には、改めてお示しさせていただきます。

市といたしましては、相模川が大規模氾濫するおそれがある場合は、この考えを基本として対策を進めてまいります。要支援者の移動の支援や避難所の受入体制、避難所である学校の教育再開などの課題もございますので、地域の皆様のご意見を伺いながら、また庁内関係課でも議論を進めながら、より具体的な対策を引き続き検討してまいります。

「(3) 相模川の大規模氾濫に備えた避難対策」についての説明は以上となります。

#### ○岩井防災対策課長

ただいま事務局から「(3) 相模川の大規模氾濫に備えた避難対策」について説明がありましたが、ご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

続きまして、「(4) 令和元年度災害対策本部運営訓練」について、事務局より説明願います。

#### ○事務局（内藤主任）

「(4) 令和元年度災害対策本部運営訓練（図上訓練）」についてご説明いたします。資料につきましては、資料5、6となります。

市では、災害発生初動期における応急対策活動の理解向上及び体制の構築を図るため、毎年度、図上訓練を実施しております。昨年度の訓練については、本市の都合により急遽中止とさせていただき、参加、参観いただく予定であった関係機関の皆様には大変ご迷惑をおか

けし申し訳ございませんでした。

今年度の訓練につきましては、8月9日付でご案内させていただき、14の機関に参加、参観いただく予定となっております。

また、今年度初めての取り組みとして、発災時の応急対策活動を円滑に実施するためには、関係機関の皆様と平常時より連携を深めておくことが非常に重要であるとの認識から、「防災対策の推進に係る意見交換会」と題しまして、意見交換を行う場を5月、7月、8月と3回設けさせていただきました。ご出席いただいた機関の皆様におかれましては誠にありがとうございました。

今年度の訓練においては、意見交換の中で抽出した課題の解決策の検討等を訓練に活かしていければと考えているところです。

実際の発災時の市の動きを確認しておくことは、災害時の連携を具体的にイメージする上で非常に有用であると考えておりますので、不参加でご回答いただいた機関で、その後状況が変わられた機関がございましたらご連絡いただければと思います。

また、現在、訓練企画において、訓練間に付与する状況付与計画の作成に取り組んでおり、関係機関の皆様から訓練参加者に対し、付与していただく項目について照会をかけさせていただきました。昨年度の状況付与一覧を参考にお目通しいただき、状況付与の内容につきまして検討していただければ幸いです。

また、資料5は本市の訓練ではございますが、関係機関におかれましても、協力、連携しながら実施できるような訓練等がございましたら、ぜひ情報提供いただき、場合によっては参加、参観させていただければと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

#### ○岩井防災対策課長

ただいま事務局から「(4) 令和元年度災害対策本部運営訓練」について説明がありましたが、ご意見、ご質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

続きまして、「(5) 消防防災フェスティバル2019」について、事務局より説明願います。

#### ○事務局（江積主任）

防災対策課の江積と申します。

「(5) 消防防災フェスティバル2019」についてご説明いたします。

資料につきましては、資料7となります。

市では、幅広い年齢層の方の防災意識を高めるとともに、防災関係機関の皆様の災害時の役割や活動を広く周知するため、平成26年度より、皆様のご協力をいただきながら、消防防災フェスティバルを実施しております。昨年度より、会場を市役所周辺に移し開催しておりますが、昨年度も親子、お子様連れのご家族など幅広い年代の方、7,000人にご来場いただきました。

今年度につきましては、すでに10月20日に実施する旨ご案内させていただき、参加意

向を確認させていただいたところではございますが、昨年度に引き続き市役所周辺を会場とし、19の機関の協力のもと、32の内容を行う予定です。不参加でご回答いただいた機関でその後状況が変わられた機関や、パンフレット等の資料配布という形で参加可能な機関等ございましたら、ご連絡いただければと思います。

また、ご参加いただける機関のみなさまにおかれましては、引き続きご協力お願いするとともに、不参加でご回答いただいた機関におかれましても、来年度以降の参加についてご検討くださるようお願い申し上げます。

○岩井防災対策課長

ただいま事務局から「(5) 消防防災フェスティバル2019」について説明がありましたが、ご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

続きまして、(6)「株式会社東横インとの災害協定」について、事務局より説明願います。

○事務局（臼井主任）

防災対策課の臼井と申します。「(6) 株式会社東横インとの災害協定」についてご説明いたします。資料につきましては、資料8となります。

市は、令和元年9月1日に株式会社東横インと「災害時における施設利用の協力に関する協定」を締結しました。

現在、国道1号沿い、この市役所から徒歩3分ほどのところに、東横インホテルが建っているのですが、そのホテルについて、災害時に応援職員の宿泊先として優先的に客室を確保できるような内容となっております。

市では、大規模災害時の災害応急対策や被災者支援を迅速に行うため、他自治体から派遣される応援職員の宿泊先を確保することが課題となっていました。協定を締結したことにより、応援職員の受援体制の向上につながることを考えております。

今後、新たにもう1棟東横インホテルが市内に建設される予定となっており、そちらについても同様の協定を締結する予定です。「(6) 株式会社東横インとの災害協定」についての説明は以上となります。

○岩井防災対策課長

ただいま事務局から「(6) 株式会社東横インとの災害協定」について説明がありましたが、ご意見、ご質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

それでは、意見交換は以上となりますが、全体をとおしてご質問等ございますでしょうか。

それでは、次第に従いまして、5「その他」に移らせていただきます。まず、事務局より何かありますか。

○事務局（臼井主任）

2点、連絡事項がございます。

1点目です。本日の会議資料として、茅ヶ崎市防災会議委員及び幹事名簿を配付しており

ます。年度当初に委員、幹事の変更についてお伺いしているところですが、今後、人事異動等で委員、幹事に変更があった場合につきましては、その都度ご連絡をいただけますようお願い申し上げます。

2点目です。本日、市営駐車場をご利用の方で、駐車券の処理がお済みでない方は、手続きをいたしますので、閉会后事務局へお知らせください。以上となります。

○岩井防災対策課長

その他、ご出席の皆様より何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、茅ヶ崎市防災会議幹事会を閉会とさせていただきます。皆様には、円滑な進行にご協力いただきましたことを、御礼申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

(閉会)